

議案第29号

三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(三田市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 三田市福祉医療費の助成に関する条例(平成4年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) <u>被保険者等負担額</u> 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者である地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われなるときに限る。)をいう。</p> <p>(19) 省略</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を福祉医療費として助成する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>重度障害者の福祉医療費</u> 重度障害者の疾病(重度精神障害者については、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額</p> <p>(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) <u>被保険者等負担額</u> 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。</p> <p><u>ア</u> 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。)</p> <p><u>イ</u> 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者である地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額</p> <p>(19) 省略</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を福祉医療費として助成する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>重度障害者の福祉医療費</u> 重度障害者の疾病(重度精神障害者の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条に規定する自立支援医療(同法施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)の支給を受けられる場合に限る。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額</p> <p>(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p>

(三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成22年三田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除した額(医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者である地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。)をいう。</u></p> <p>(10) 省略</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(9) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。</u></p> <p><u>ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。)</u></p> <p><u>イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体(保険者である地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額</u></p> <p>(10) 省略</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の三田市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和8年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、令和8年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。